

子ども政策の現状と動向

秋田喜代美(学習院大学)@学術会議

本日

1. 「こども政策の推進に係る有識者会議」における議論の紹介
2. 子どもをめぐる他の保育・教育会議から
3. 「子ども政策の総合化の重点」を考える

1.「こども政策の推進に係る有識者会議」に おける議論の紹介

国(内閣府、厚生労働省、文部科学省)の子どもに関する委員会の座長からの報告

各分野臨時構成員からの提案

それらをふまえての議論に基づく整理提案

主な検討事項の例

- こどもの視点に立った政策の推進
 - 安心して妊娠・出産、子育てができる環境整備
 - 年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排し、各ライフステージに応じた切れ目ない対応
 - 就学時等に格差を生じさせない等の教育と福祉の連携
 - こどもの命や安全・安心の確保
 - こどもの健全育成の推進
 - 障害や困難を抱えるこどもや家庭への支援等が抜け落ちることのない体制の構築
 - 児童虐待や重大ないじめ・自殺、不登校への対応の強化、こどもの貧困の解消
 - こどもをわいせつ行為から守る環境整備
 - データ・統計の充実活用
- 等

こども政策の総合化をめぐる 切れ目ない支援のための政策

少子化
人口減少地域

不妊・妊娠出産
子育て
社会的養育

貧困
若者・保護者
就労

多様な子供たち

園・学校
保育教育の質
人材育成(保育者・教師)

ICT・デジタル化
グローバル化

佐藤構成員 少子化社会対策大綱のポイント

- ◆ 新たな「少子化社会対策大綱」を、令和2年5月29日に閣議決定。
- ◆ 基本的な目標として「希望出生率1.8」の実現を掲げ、目標実現のための具体的な道筋を示す狙い。

背景

- 2019年の出生数は86万5,239人と過去最少（「86万ショック」）
- 少子化の進行は、人口の減少と高齢化を通じて社会経済に多大な影響を及ぼす、国民共通の困難
- 少子化の背景にある、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組む必要

主な施策

- 「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進める

【結婚しない理由】
男女とも「適当な相手にめぐり合わない」が最多

【理想の子供数を持たない理由(理想1人)】
欲しいけれどもできないから (74.0%)
高齢で生むのはいやだから (39.0%)

【夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合】
家事・育児時間なし：10.0% 6時間以上：87.1%

【理想の子供数を持たない理由(理想3人)】
子育てや教育にお金がわかりすぎるから (69.8%)

結婚支援

地方公共団体が
行う総合的な結
婚支援の一層の
取組を支援

結婚に伴う新生
活のスタート
アップに係る経
済的負担を軽減

妊娠・出産への支援

<不妊治療>

不妊治療の費用助成を行
うとともに、適応症と効
果が明らかな治療には広
く医療保険の適用を検討
し、支援を拡充

<切れ目のない支援>
産後ケア事業の充実等

仕事と子育ての両立

<男性の家事・育児参画促進>
男性の育休取得30%目標に
向けた総合的な取組の推進

<育児休業給付>
上記取組の推進状況を踏ま
え、中長期的な観点から、そ
の充実を含め、効果的な制度
の在り方を総合的に検討

<待機児童解消>
保育の受け皿確保

地域・社会による 子育て支援

保護者の就業の有無等にか
かわらず多様なニーズに応
じて、全ての子育て家庭
が、それぞれが必要とする
支援にアクセスでき、安全
かつ安心して子供を育てら
れる環境を整備

経済的支援

<児童手当>
財源確保の具体的な方策と併せ
て、子供の数や所得水準に応じた
効果的な給付の在り方を検討

<高等教育の修学支援>
多子世帯に更に配慮した制度の
充実を検討

<幼児教育・保育の無償化>
2019年10月からの無償化を着実
に実施

- 更に強力に少子化対策を押し進めるために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進める

新型コロナウイルス

- 新型コロナウイルスの流行は、安心して子供を生き育てられる環境整備の重要性を改めて浮き彫りにした
- 非常時の対応にも留意しながら、事態の収束後に見込まれる社会経済や国民生活の変容も見通しつつ、総合的な少子化対策を進める

子ども・子育て支援新制度の今後の課題①

【人口減少が本格化する中での幼児教育・保育施設とその支援の在り方】

- 今後、地域の子どもの数や生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化等が進んでいくことが想定される中、地域における保育の提供の在り方を検討することが必要となっている。

人口減少地域等において必要な保育を確保していくための方策 保育

所の役割を踏まえた保育士の量的確保策や資質の向上策

地域の子育て支援など保育所が担うべき役割・関係機関との連携 等

【0.3兆円メニューなどの保育の質の向上及び処遇改善】

- 保育の質が子どもの発達に影響を及ぼし、その効果が生涯にわたって続くことを踏まえると、今後は保育の質の向上に向けた取組を強化していくことがより重要。職員配置の改善や保育士 等の処遇の改善のほか、医療的ケア児、障害児、外国籍の子どもや家庭環境に特別な配慮が必要な家庭の子どもなど、保育の現場で多様化するニーズについてその受け入れや必要な支援を 進めるための方策も求められる。
- このため、未だ実現できていない職員の配置基準の改善等の「0.3兆円超」メニューやその他の 保育の質の向上の実現が切望される。

子ども・子育て支援新制度の今後の課題②

【地域や家庭環境による格差の是正、幼保小の接続の強化】

- 地域や家庭の環境にかかわらず、全ての子どもたちが格差なく質の高い幼児教育・保育を保障されることが重要。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を含め、幼児教育・保育と小学校教育との接続の一層の強化を図ることが必要である。
- さらに、医療的ケア児、障害児、外国籍の子どもや家庭環境に特別な配慮が必要な家庭の子どもなどへの支援のためには、教育と福祉の一層の連携強化を図ることが必要である。
- これらの取り組みを進めるためには、各地域における推進体制の充実・強化を図ることが重要である。

【安定財源の確保】

- 以上の施策を実施するため、政府全体で安定的な財源を確保する必要がある。

社会的養育専門委員会について

1. 設置の趣旨

社会的養育を必要とする子どもが増加し、虐待等により子どもの抱える背景が多様化・複雑化する中、子どもが権利の主体であることや家庭養育優先の原則など児童福祉法の理念等を実現していくための社会的養育施策について検討する。

2. 主な検討事項

①新たな社会的養育の在り方について、②子ども家庭相談支援体制について、③里親支援体制の強化と里親制度の見直しについて、④施設に求められる役割・機能について、⑤社会的養育を担う人材確保・専門性の向上について、⑥自立支援について、⑦子どもの権利擁護について、⑧社会的養育の計画的な推進について、⑨その他

3. 議論の状況及び今後の予定

- 本年4月以降、都道府県や市町村、児童福祉に携わる関係団体等の参画の下、児童福祉における課題や対応について議論。
- 7月には下記のように、今後の対応に係る方向性を取りまとめた。
 - ・ 市町村における、妊産婦、児童及びその保護者に対して一体的な支援を行うためのハブ機能を有する機関の創設
 - ・ 虐待の予防等のための、全ての児童やその保護者等への家庭・養育環境に関する支援の強化
 - ・ 家庭的養護を推進するための支援や家族支援の充実、子どもの権利擁護の推進等による社会的養護の体制整備
- この方向性に沿い、9月以降、
 - ・ 児童福祉分野と母子保健分野の相談支援を一体的に行う機能を有する機関の創設
 - ・ 親子関係形成、子どもの居場所づくり、訪問による生活支援等のための各種事業の創設
 - ・ 里親支援にかかる体制整備や社会的養護経験者への自立支援の強化、意見表明支援の枠組みの構築といった、制度や事業の見直しも含めた事項について具体的議論を行っている。
- 今後も議論を深め、本年末を目途に最終的な取りまとめを行い、児童福祉法等の改正を含めた対応等を行う。

地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会について

1. 設置の趣旨

昨今の保育行政は、待機児童の解消を目的として保育の受け皿整備を行うこと、子どもの健やかな育ちを支える観点から保育の質を確保・向上することを両輪として各種施策を講じてきた。

こうした中で、待機児童数は着実に減少を続けており、今後は地域の特性に応じた支援を進めていくため、令和2年12月21日に「新子育て安心プラン」を取りまとめたところである。

一方で、子どもの数や生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化等を踏まえ、地域における保育の提供の在り方を検討することが必要となっている。また、我が国の今後の人口構造等の変化を見据えると、これが地域だけの問題でなく、全国的な課題になることも想定される。

このため、子ども家庭局長が学識経験者等に参集を求め、中長期的な視座に立って、今後の保育所や保育士等の在り方について検討することとする。

2. 主な検討事項

- (1) 地域における保育所等の役割関すること
- (2) 今後の地域・社会情勢を踏まえた保育士等の在り方や確保方策関すること
- (3) その他保育所や保育士等の在り方関すること

3. 議論の状況及び今後の予定

令和3年5月26日に第1回検討会、同年6月28日に第2回検討会を開催。地域における保育所・保育士等の在り方について報告・議論を行った。

⇒主な論点として、①人口減少地域等における保育所の在り方、②保育所・保育士による地域の子育て支援、③多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援、④保育士の確保・資質向上の4つの論点を整理したところであり、今秋以降、各論点について具体的に検討し、年内にとりまとめる予定。

中央教育審議会初等中等教育分科会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)のポイント

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～【令和3年1月26日 中央教育審議会】

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

①個別最適な学び（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要

②協働的な学び

- ◆ 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- ◆ 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせさり、よりよい学びを生み出す

「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承
- 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせて活かしていく

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた取組

デジタルならではの学びの推進

- 学習者用デジタル教科書の普及促進
- CBTシステム（MEXCBT）の充実
- 学習履歴など教育データの分析・利活用の推進



リアルな体験を通じた学びの推進

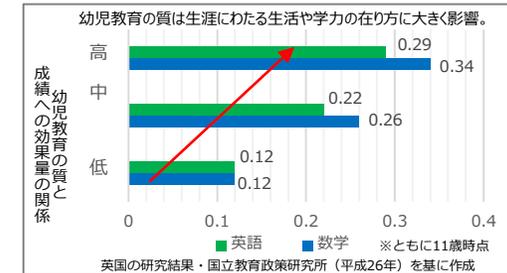
- 教師と子供、子供同士の関わり合いや、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動、専門家との交流等の充実
- 自然体験活動、文化芸術活動の推進

全ての子供が **格差なく 質の高い学び** へ円滑に接続

（日本人学校等の子供を含む。）

幼児期からの学びの基盤づくり

- 「幼保小の架け橋プログラム」を通じた全5歳児の生活・学習の基盤保障
- 0歳からの発達支援・子育て家庭への支援
- 幼児期からの子供のデータの蓄積・活用による一人一人の発達把握、早期支援等



教師等の指導体制の充実・質向上

- 小学校35人学級の計画的な整備、その効果検証等を踏まえ、中学校を含め学校の望ましい指導体制の在り方の検討
- 小学校高学年における教科担任制の推進、外部人材の充実
- 教員免許の在り方の検討、更新制の抜本的見直し
- 教員養成大学・教職大学院の機能強化
- 幼児教育を支える保育者の確保・資質能力向上



専門人材の活用

- いじめ、不登校、虐待、自殺防止等、子供の安全や学びを守るためのSC、SSW等の配置の充実、家庭・福祉との連携強化

学校施設の計画的・効率的整備

- 新時代の学びに対応するため、長寿命化改修等を通じて、老朽化対策と教育環境の向上を一体的に推進
- 地域コミュニティの拠点として、複合化・共用化を推進



多様な学習に柔軟に対応



公民館等との複合化

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

宮本構成員 子供の貧困 対策

子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
 - ①前大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていたこと、及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
- 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定することとされた。その後、**有識者会議で計6回議論の上、令和元年8月に「今後の子供の貧困対策の在り方について」が提言され、同提言を踏まえ大綱策定。**

目的

現在から将来にわたり、全ての 子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的 方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 → 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 → 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 → 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

1. 教育の支援

- **学力保障、高校中退予防、中退後支援**の観点を含む教育支援体制の整備
少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
- 真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する**大学等の授業料減免や給付型奨学金**を実施

2. 生活の安定に資するための支援

- **妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援**
子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等
- **生活困窮家庭の親の自立支援** 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ひとり親への**就労支援** 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

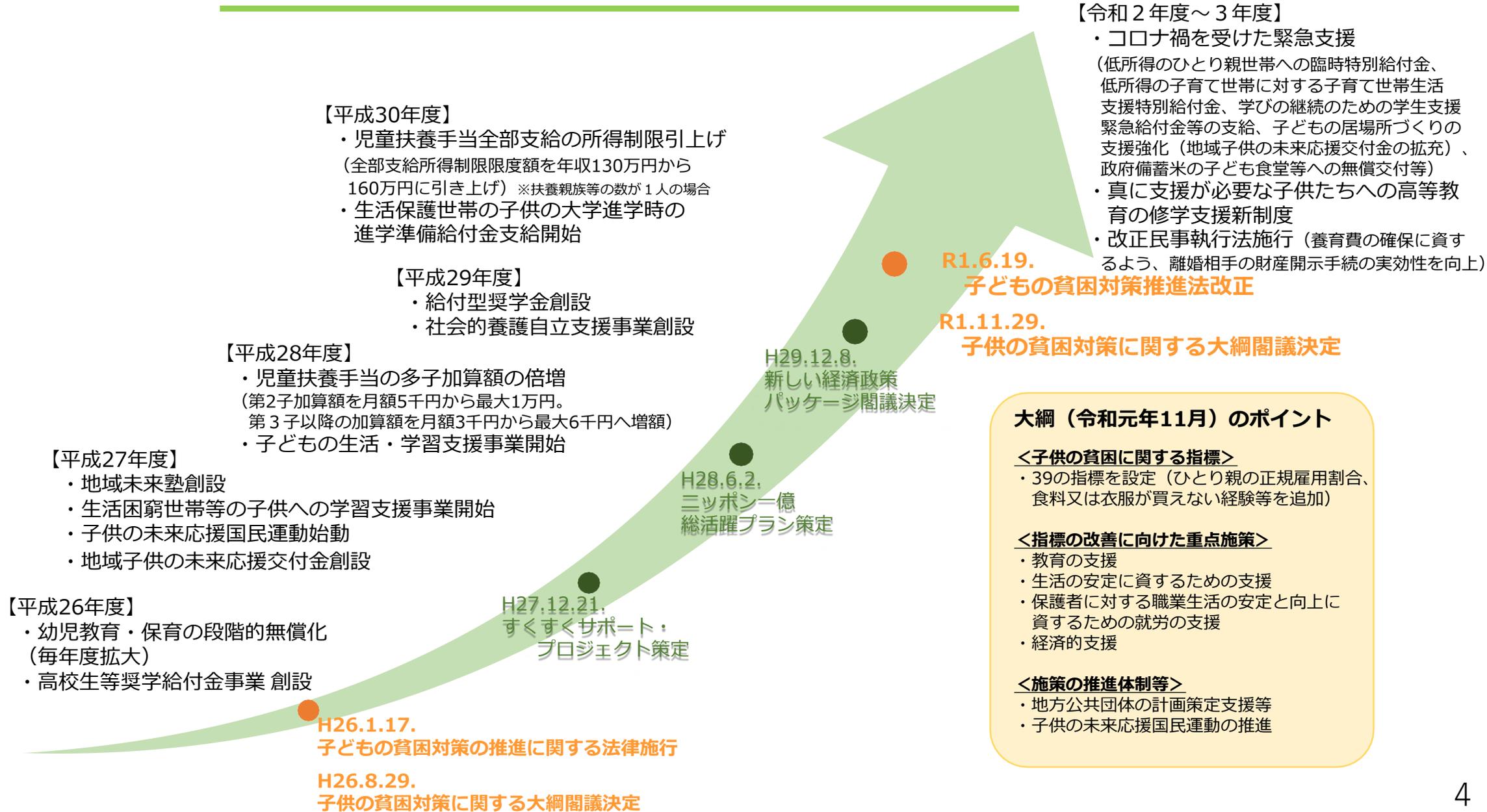
4. 経済的支援

- 児童扶養手当制度の着実な実施 支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）
- 養育費の確保の推進 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

- **地方公共団体の計画策定等支援**
- 子供の未来応援国民運動の推進 子供の未来応援基金等の活用

政府による子供の貧困対策の実施状況





古賀構成員 子供・若者 育成支援推 進のための 有識者会

1. 子供・若者を取り巻く状況

1) 社会全体の状況 (子供・若者の健全育成に関連する主な社会課題)

生命・安全の危機

孤独・孤立の顕在化

低いWell-being

格差拡大への懸念

持続可能で多様性・包摂性ある社会づくり

リアルな体験の充実とデジタル・トランスフォーメーション (DX) の両面展開

成年年齢の引下げ

人権・権利の保障

ポストコロナ時代における国家・社会の形成者の育成

[2] 子供・若者が過ごす「場」ごとの状況

家庭、学校、地域、ネット空間、働く場ごとに、コロナ禍の影響を含め、現状と課題を整理。

2. 子供・若者育成支援の基本的な方針・施策

① 全ての子供・若者の健やかな育成

幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代を
幸せ (Well-being) に生き抜く基盤を形成できるよう、育成

▶ 自然・文化体験の充実と1人1台ICT環境の有効活用、少人数学級の実施、
健康・安全教育、消費者教育の推進、社会形成に参画する態度、若者の雇用
安定化 等

② 困難を有する子供・若者やその家族の支援

困難な状態を速やかに克服・軽減しつつ成長していけるよう、家族
を含め、誰ひとり取り残さず、非常時にも途切れることなく支援

▶ 担当大臣のリーダーシップの下での孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困、
ヤングケアラー等への対策、複合的課題への包括的支援、SNS相談やアウト
リーチの充実、SOSを出し、受け止める力の育成 等

③ 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社
会の未来を切り拓けるよう、応援

▶ STEAM (Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics) 教育、起業家教
育、“出る杭”の応援、地方移住、地域貢献活動の促進 等

④ 子供・若者の成長のための社会環境の整備

家庭、学校、地域等が、Well-beingの観点からより良い環境となる
よう、支援の機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進

▶ 多様な居場所づくり、子育て支援、家庭教育支援、地域と学校の協働、ネット
利用の適正化、働き方改革、テレワーク、子供・若者への投資の推進 等

⑤ 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

専門人材から身近な大人、子供・若者自身や家族に至るまで、多様
な担い手を養成・確保し、支援

▶ 企業等の参画促進、教師の資質能力の向上、専門や地域を超えた共助の推進、
先端技術・データ活用 (Child-Youth Tech) 等

3. 施策の推進体制

▶ 子供・若者の多様化や課題の複雑化、孤独・孤立やWell-beingの観点等を踏まえ、多様なデータからなる参考指標 (子供・若者インデックス) を新たに設定。それらを可視化した子供・若者インデックスボードを作成し、総合的・多面的な評価を充実、社会全体での支援推進に活用。

▶ 子供・若者の意見が施策に積極的かつ適切に反映されるよう、審議会等の委員構成に配慮するとともに、意見募集等を推進。

▶ 総理のリーダーシップの下、縦割りを超え、関係行政機関・組織相互間の緊密な連携・協力、施策相互間の十分な調整を図る。

▶ 大綱の期間はおおむね5年 (令和3～7年度) としつつ、社会情勢、政策動向等に応じ適時改定。

臨時構成員からの多様な提言 包括性

(秋田個人の整理)

しんどい人ほどつながれな

子ども基本法

アウトリーチ
アクセシビリティ
コーディネーター

性と生の教育
包括的性教育

子どもコミッショナー
子どもオンブズマン
子どもアドボカイト

居場所
みんなの保育園

子ども・若者議会
まちづくり（意見表明、探
究学習）体験活動

議論の一部の紹介：総論

こどもの権利が擁護され、こどもの最善の利益を保障する
孤独・孤立の顕在化の中での、新たな関係づくりや居場所づくり
の具体化、ネットワーク化の必要性
子供・若者インデックスボードの活用など、多様なデータを参照
し、施策を評価しながら、推進していくことが重要。
義務教育以前のすべての段階から、ジェンダーの視点の取組や、
ジェンダー規範によってこども・若者の可能性を狭めないための
取組

こどもの視点に立った政策の推進

【こども・若者の声を聴く必要性】

こどもアドボカシーの取り組みが重要。

こども・若者政策の決定過程に当事者として若者を入れてほしい。

当事者の視点が欠けていないか、声がきちんと入っているか、チェックしながら政策を進めてほしい。

【こども・若者の声を聴くための工夫】

こどもの参画を担当する部署を設置、こども・若者の参画を推進するコーディネーター（ユースワーカー）を養成。

参画する若者としめない若者の格差を生まないためには、学校や居場所など様々なレイヤーで参画の機会を作る。

パブコメはハードルが高いのでLINEやSNSなどで容易に意見を送るシステム。

社会的養護のこどもの願いや望みが明確になるためには、現状や今後の選択肢を適切に理解できるよう、年齢や特性に合わせた説明が必要。

- アドボカシーの仕組み作りもこどもの声から始めていくことが大切。こどもをまんやかに、専門職、友人や同じ背景を持つ仲間、親や養育者、地域などが互いに補い合ってこどもの声を聴くことで、こどもにとって声を上げやすい環境をつくることができる。
- 自分と共通の文脈を持つ他者とのネットワークづくりや居場所づくりが参画の起点となる。

年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排し、各ライフステージに応じた切れ目ない対応

- こども政策ではなく、こども・若者政策とすべき。
- 18歳で区切ることの妥当性
- 子ども・若者育成支援推進法等を基盤とした枠組みを最大限に活用してNPOなどの民間団体がハブ機能を果たすことで、年齢や世代をまたぐ支援についても、要保護児童対策協議会から子ども・若者支援地域協議会、生活困窮者自立支援法の枠組みなど、シームレスな連携が可能になる。

子どもの健全育成、障害や困難を抱えるこども・家庭への支援が落ちない体制の構築

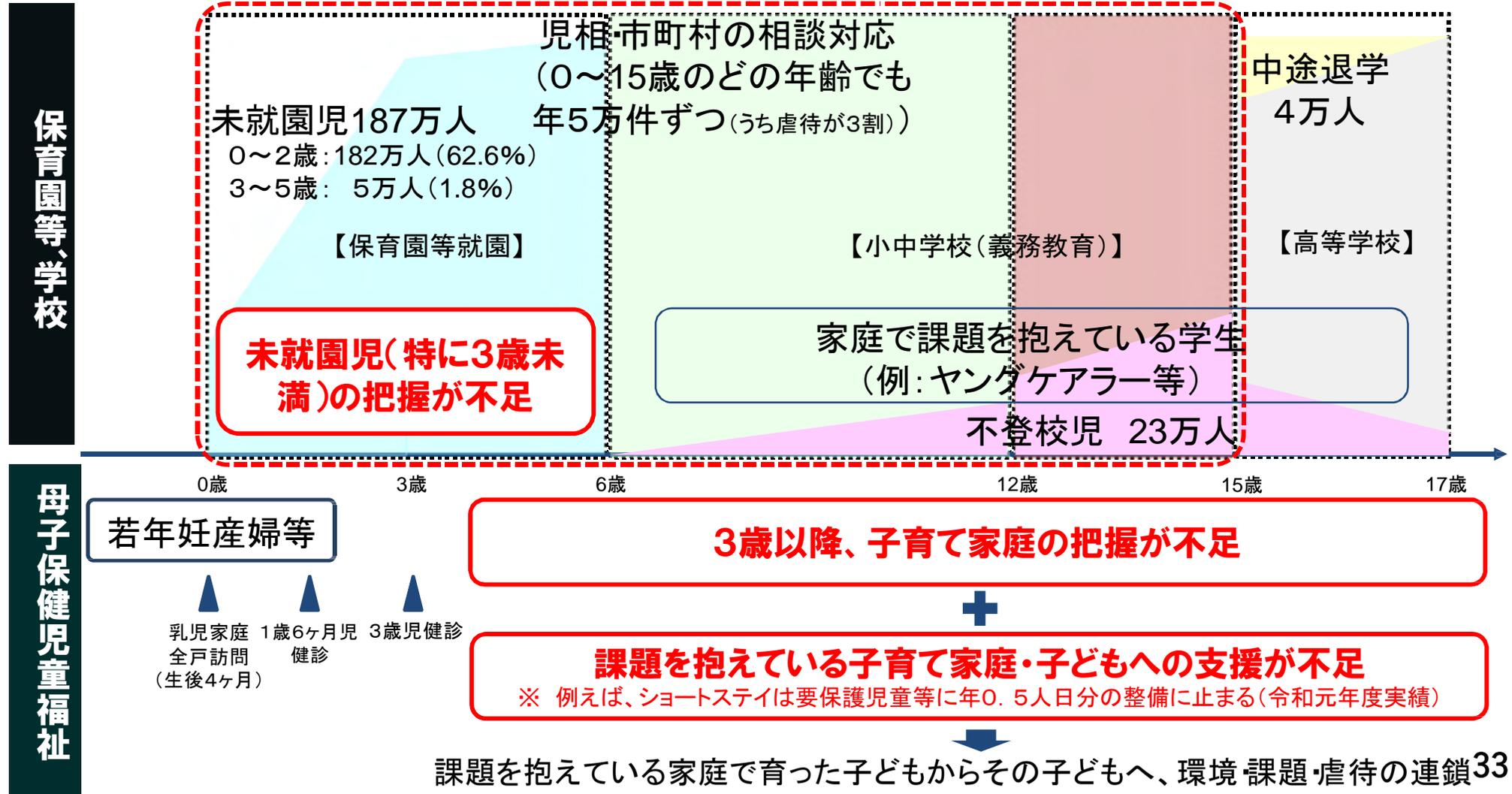
- 保護者や周囲の人、学校、メディアからの性別役割分業や性差に基づく偏見の刷り込みや押し付けに対して違和感のあるこどもや若者が多い。こども・若者の進路選択の可能性を狭めている。多様な性の視点の欠如はいじめ被害などにもつながっている。義務教育以前のすべての段階から、ジェンダーの視点の取組や、ジェンダー規範によってこども・若者の可能性を狭めないための取組が必要。
- こどもだけではなく家族にも支援を届けること、地域レベルから全国規模までの重層的なネットワークの構築により、アウトリーチから学習支援、居場所活動、適応訓練、就労支援に至るまで一貫した伴走型の支援当事者負担を減らすための帳票類の簡素化・統一化や様々な相談記録システムの統合化が有用。
- 医療的ケア児や障害児、外国籍のこどもや家庭環境に特別な配慮が必要なこどもへの支援の強化が重要。

2.子どもをめぐる他の保育・教育に関する会議 から

考えられる子ども家庭行政の今後の課題①

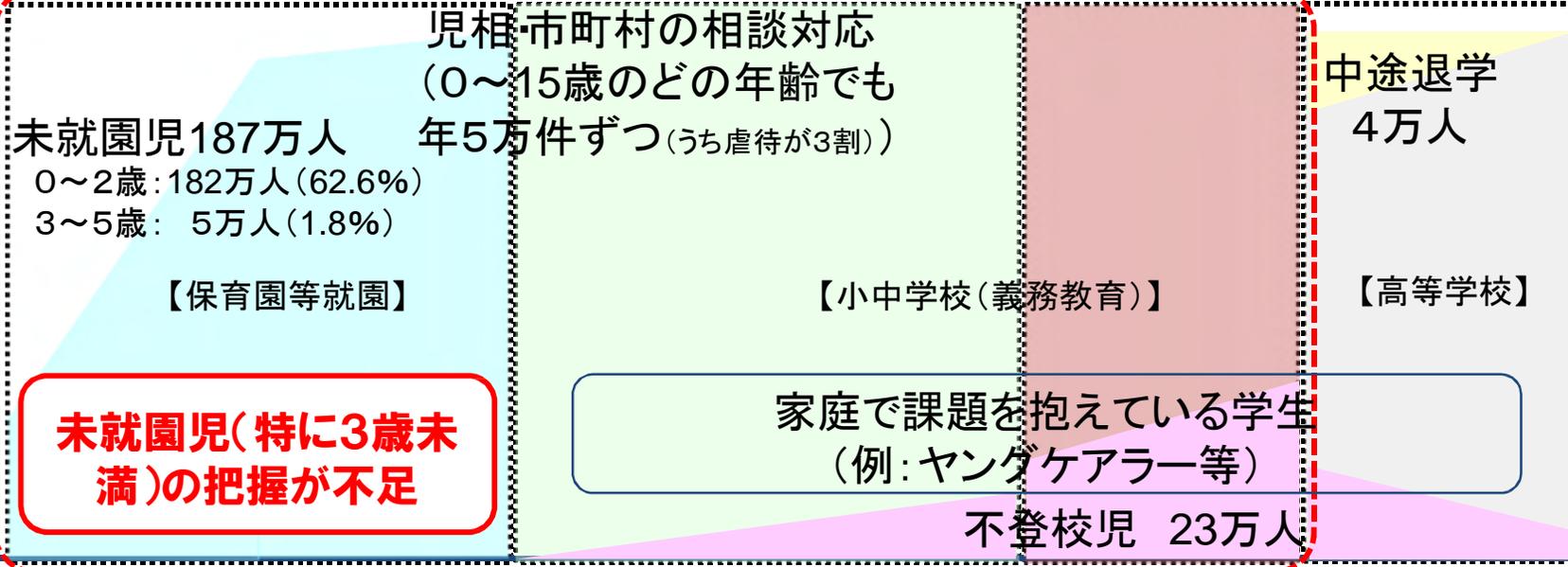
令和3年4月23日
社会的養育専門委員会資料

課題は、①未就園児（特に虐待死亡事例が多い3歳未満）の把握が不足、②3歳以降の就学世帯を含めた子育て家庭の把握が不足、③課題を抱えている家庭や子どもに対する支援が不足、の3つ。
→ 結果として、課題を抱えている家庭で育った子どもからその子どもへ、環境・課題・虐待が連鎖。



保育園等、学校

母子保健児童福祉



0歳 3歳 6歳 12歳 15歳 17歳

若年妊産婦等

▲ 乳児家庭全戸訪問(生後4ヶ月)
▲ 1歳6ヶ月児健診
▲ 3歳児健診

3歳以降、子育て家庭の把握が不足

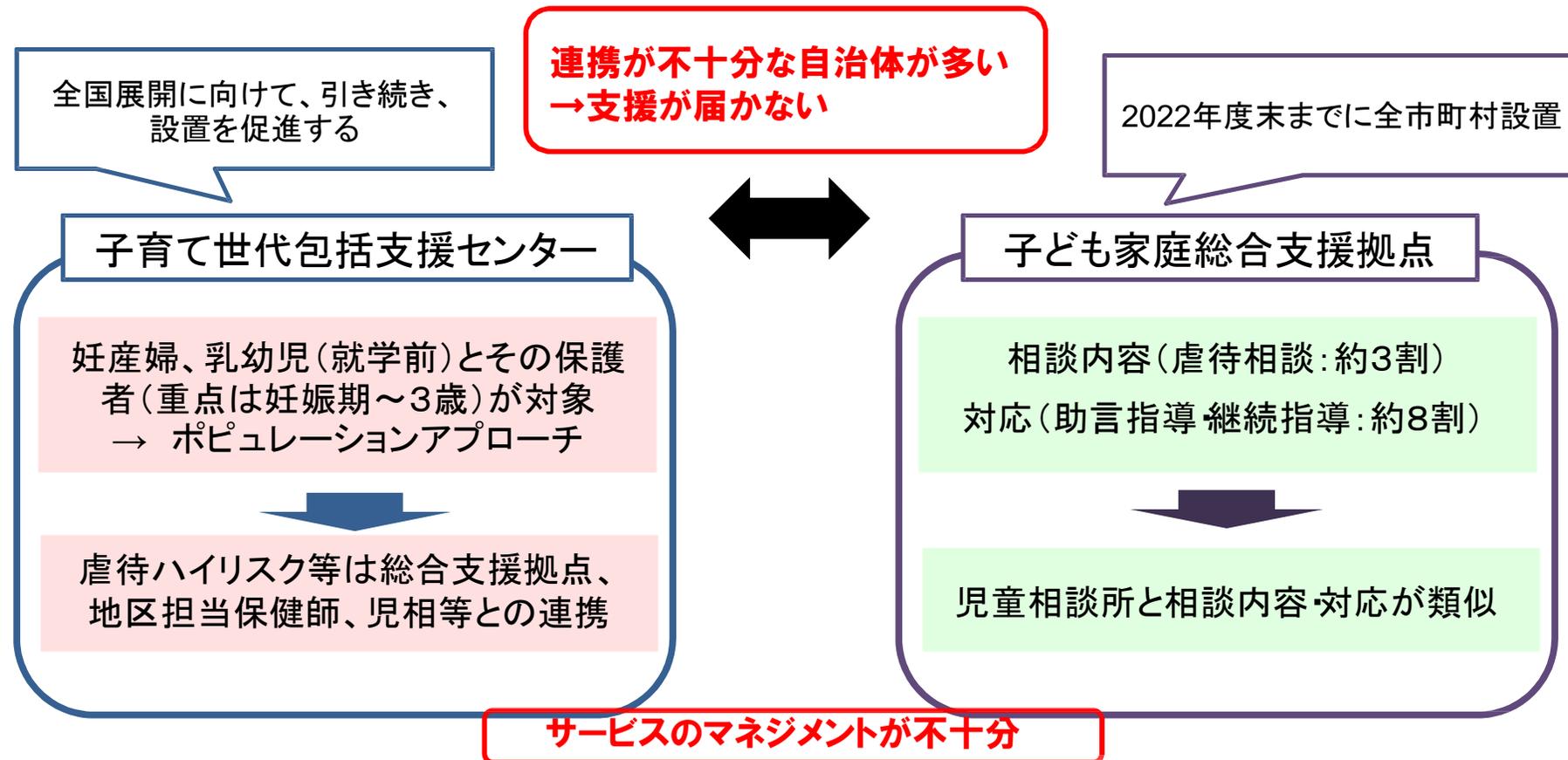
課題を抱えている子育て家庭・子どもへの支援が不足
※ 例えば、ショートステイは要保護児童等に年0.5人日分の整備に止まる(令和元年度実績)

課題を抱えている家庭で育った子どもからその子どもへ、環境・課題・虐待の連鎖³³

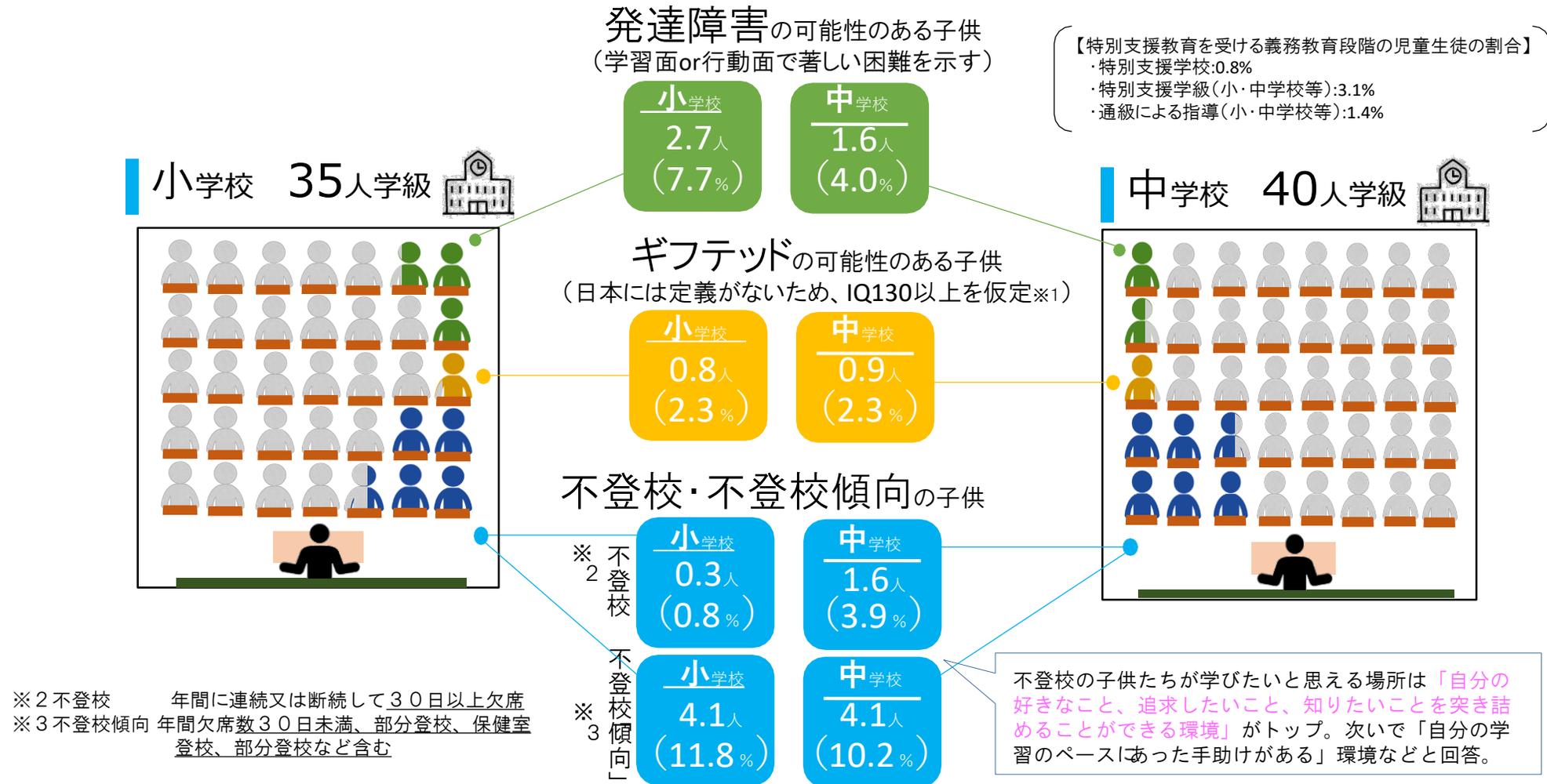
考えられる子ども家庭行政の今後の課題②

令和3年4月23日
社会的養育専門委員会資料

- 「子育て世代包括支援センター（法律上は「母子健康包括支援センター）」と「子ども家庭総合支援拠点」は、それぞれ、全国展開に向けて設置を進めている。
- 虐待要因は複合的なため、保健、福祉単独での対応では不十分であり、母子保健と児童福祉との一体的対応が必要。
- しかしながら、現場では支援がばらばらに提供されており、支援提供のハブとなる機能（マネジメント）が必要となっている。



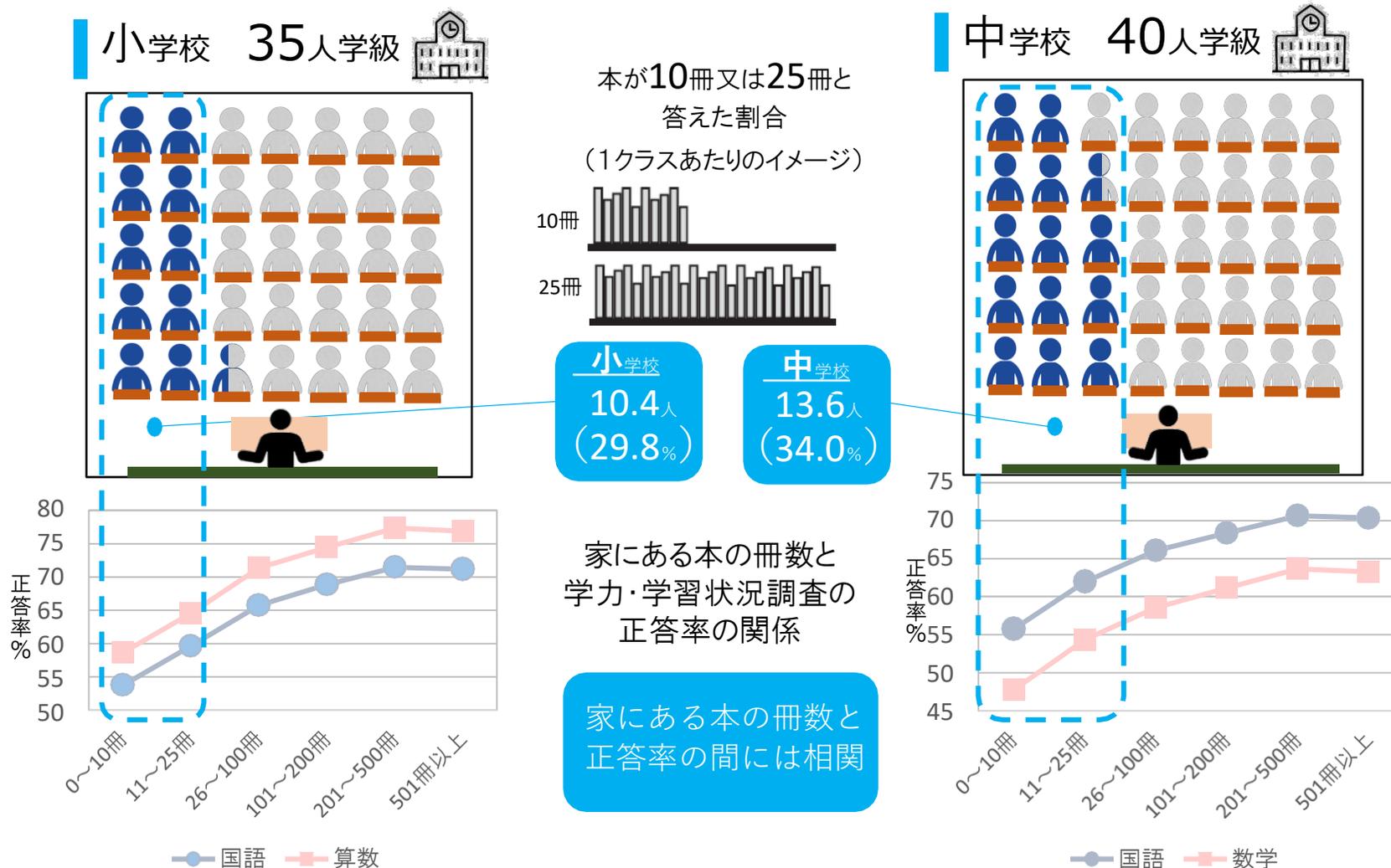
発達障害やギフテッド、不登校・不登校傾向の子供など、**学級には様々な特性を持つ子供が存在。その中には、学校に馴染めない子供たちも一定数存在。**（これらが複合している場合も存在）



【出典】通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果 平成24年12月 (文部科学省)

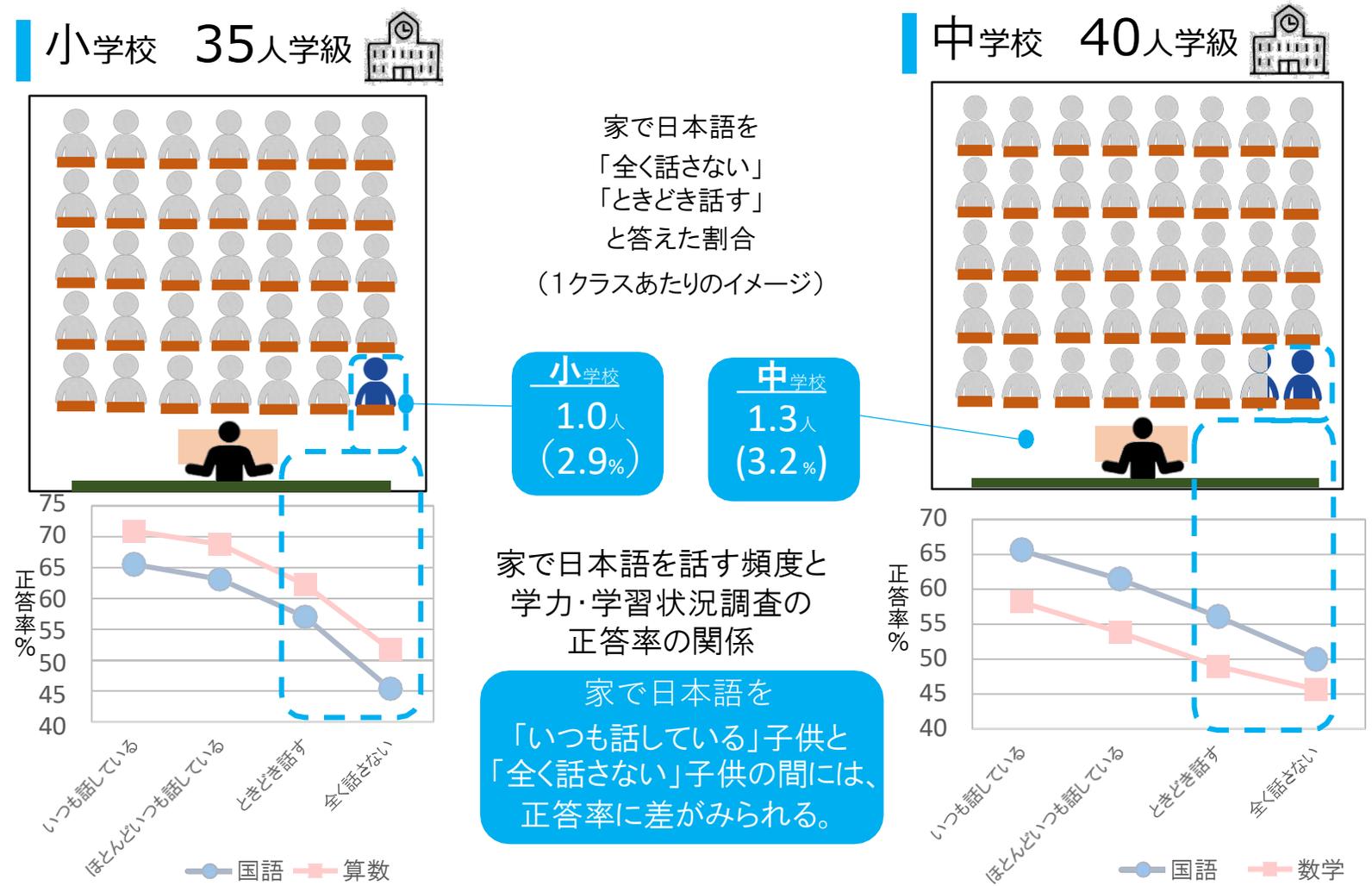
※1 知能指数のベルカーブの正規分布 ※2令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)、 ※3不登校傾向にある子どもの実態調査(日本財団)

家庭や保護者の経済的・文化的資本を表す要素の一つと考えられる**家にある本**(雑誌、新聞、教科書除く)が**25冊以下**と答えた子供は**約3割**。家に「本」が多い家庭の子供ほど、学力調査の**正答率が高い**傾向。



【出典】令和3年度 全国学力・学習状況調査 児童質問紙、生徒質問紙結果より内閣府において作成。全国平均値等を1クラスに仮に見立てた場合のイメージ図。実際には偏在等は生じている可能性が有る旨留意。
児童生徒質問内容：あなたの家には、およそどれくらい本がありますか。

在留外国人等の増加が続く中、家で日本語をあまり話さない子供はクラスに1人存在する。
 家で日本語を「いつも話している」子供と「全く話さない」子供の間には、学力調査の正答率の差が小学校で約20
 ポイント、中学校で約15ポイントある。

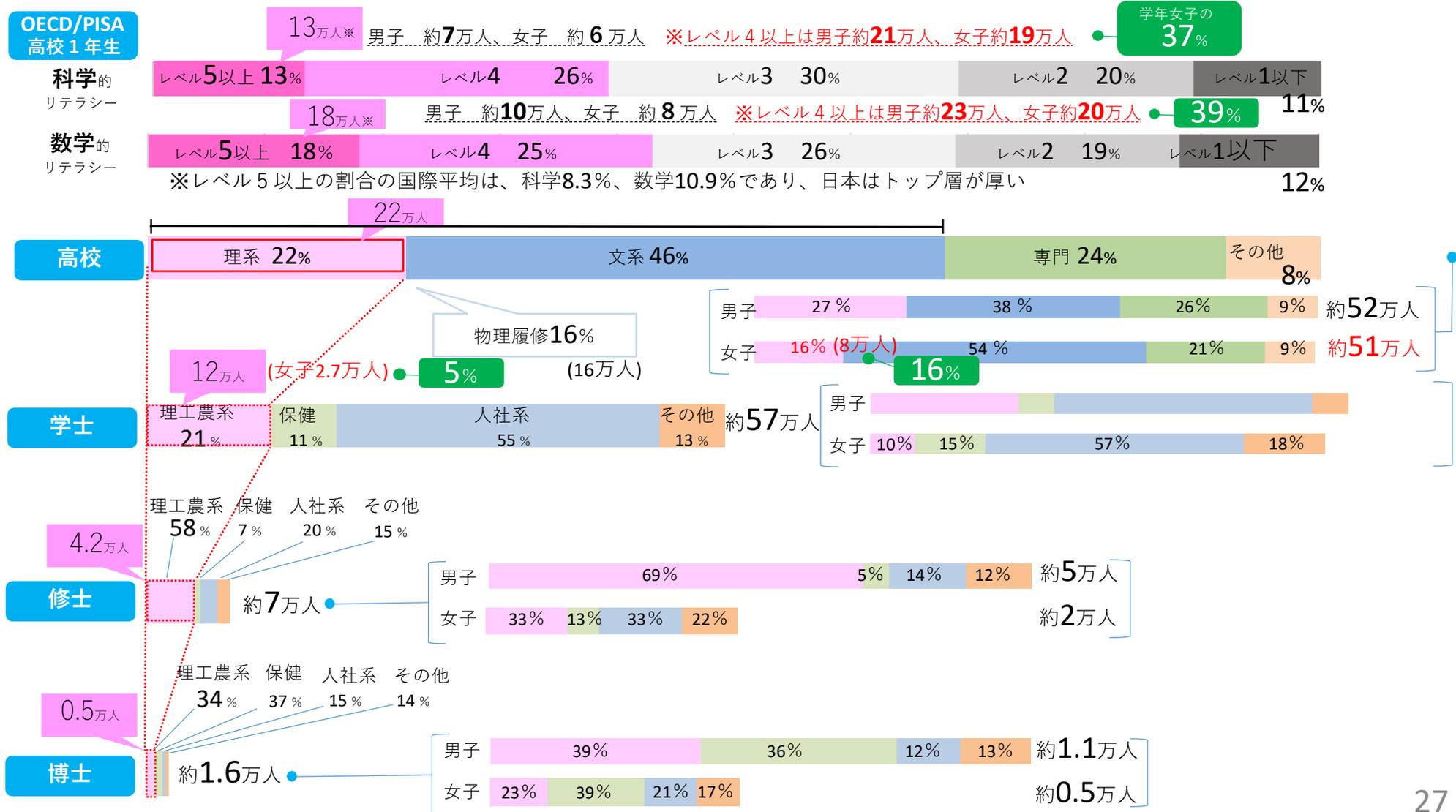


【出典】令和3年度 全国学力・学習状況調査 児童質問紙、生徒質問紙結果より内閣府において作成。全国平均値等を1クラスに仮に見立てた場合のイメージ図。実際には偏在等は生じている可能性が有る旨留意。
 児童生徒質問内容：あなたは、家でどれくらい日本語を話しますか。

高校教育から大学・大学院教育における専攻分野の推移

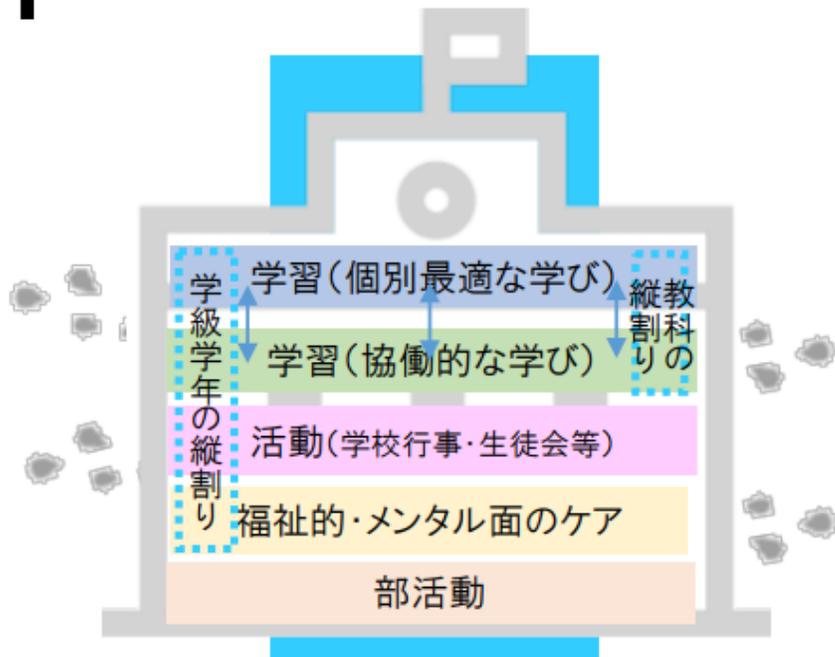
(学年単位) ※一部推計

- 義務教育終了段階では比較的高い理数リテラシーを持つ女子生徒は20万人程度 (39%)
- 高校で理系を選択する女子生徒は8万人 (16%)。中でも物理履修は5.8万人 (11%推計)
- 大学(学部)で理工農系を専攻する女子学生は2.7万人 (5%) (すべて一学年の数)



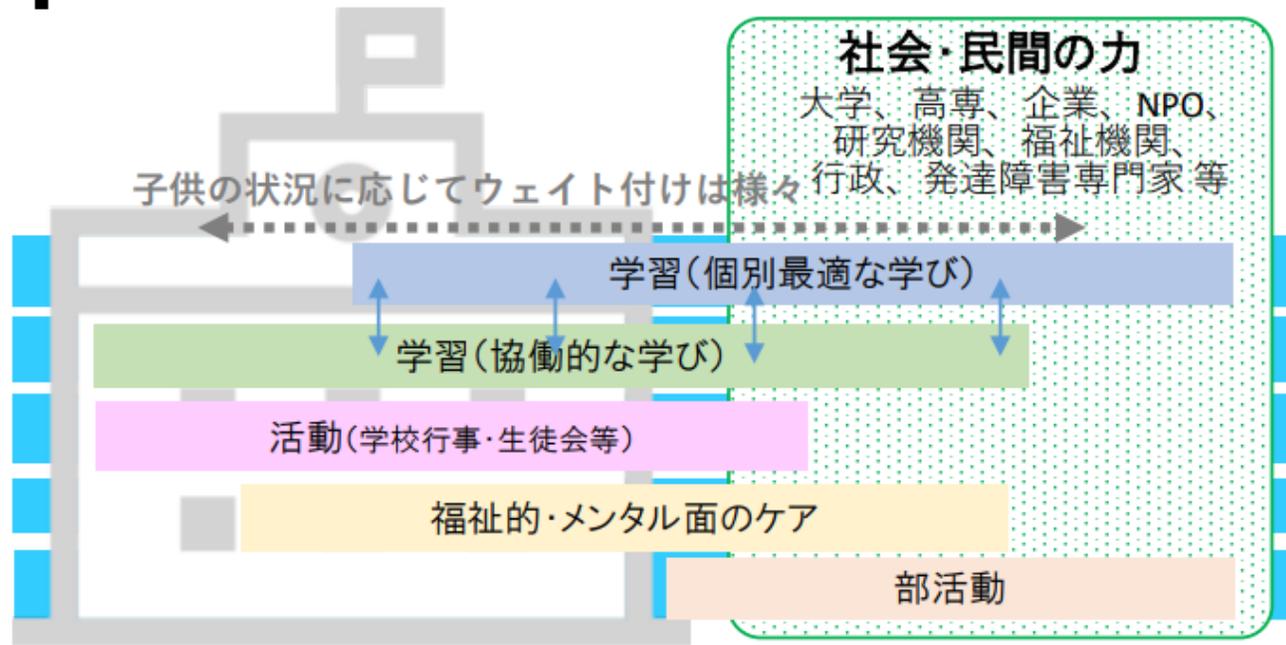
(参考)教育DX:学校のあるべき姿とは(たたき台)

すべての分野・機能を一学校が丸抱え状態



- 学級という集団の中で質の高い一斉授業を行うことにより、体系的なカリキュラムの実施や対話や協働を重視した学びが可能
- 学校の責任のもと、教科指導、特別活動、部活動などを通して全人的教育を行い、福祉的機能も担う
- ×手続き的・形式的な公正やルールが重視され、過度の同調性や画一性をもたらすことも
- ×子どもたちの認知の特性や関心に応じた個別性の高い教育を実現するためには、時間や人材などのリソースが十分ではない

分野や機能ごとにレイヤー構成、様々なリソースを活用



- ×学び方が時間的にも空間的にも多様化すると、学びの体系性や集団としての教育の機能が弱くなる可能性
→ スタディログなどにより子供の学びを教師が把握し伴走するとともに、協働的な学びの場を確保する必要
- ×学びや体験活動などの実施主体や責任の所在が不明確になる可能性
→ 学び全体はスタディログ等で学校が把握・支援するとともに、活動ごとの責任の所在や情報の管理主体の明確化が必要
- ICTも活用し、自分のペースで学びを調整したり、学校外のリソースを活かした学びを進めたりすることが可能
- 多様や教職員集団や様々な学校外のアクターが関わることにより、子供たちの認知の特性・関心により応じた教育の展開が可能

3. 子ども政策の総合化の重点を考える

総合化を当事者視点の多層的ネットワークへ DX思考による組織体制の柔軟なイノベーションへ

- 子ども、親の声を多面的、多層的に聴き、取り上げるための仕組みづくりと、具体的に支援の必要な家庭への子どもの発達に応じたフォローアップの縦断的支援の体制づくり
- 地域で子どもを中心としたエコシステムの中で格差なく落差なく段差なく参画可能な体制の構築
- その背景に置くべき、子どもの権利や基本的人権の保障、公正性 (equity) に対する公共哲学と具体的に国内外で実施実装されている社会実践の尊重と共有周知。
- DX思考にもとづき子どもに関わる組織体制も横串による多層支援ネットワークモデルへ